

## 第23期火災予防審議会人命安全対策部会（第4回）開催結果概要

### 1 日時

平成30年1月19日（金） 10時00分から12時00分まで

### 2 場所

J Aカンファレンス401A会議室  
千代田区大手町一丁目3番1号 J Aビル4階

### 3 出席者

#### (1) 委員（敬称省略：五十音順）

青柳 一彦、石中 良治、大津ひろ子、大宮 喜文、唐沢 かおり、鈴木 恵子、  
高橋 寛、西澤 真理子、野口 貴文、長谷見雄二、深作 昌広、藤野 珠枝、  
三井 雅貴、宮崎 緑、渡辺 美智子

(15名)

#### (2) 東京消防庁関係者

予防部長、参事兼予防課長、防火管理課長、予防部副参事（予防技術担当）、  
予防対策担当係長、自衛消防係長、係員4名

(10名)

#### (3) その他

千葉 周平（総務省消防庁違反処理対策官）、傍聴人4名

(5名)

### 4 議事

(1) 防火防災への取組みを評価する制度や違反公表の制度の現状について

(2) 中間答申（案）について

### 5 資料一覧

資料1：中間答申に向けた審議・検討スケジュール

資料2：第3回部会における意見の概要

資料3：事業所を対象とする防火防災への取組みの評価や違反公表の制度の概要

資料4：建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保

中間答申（案）－自衛消防に関する制度の見直し－

資料5：現行の自衛消防に関する制度

資料6：安全性を確保した上で分かり易い算定基準の見直し（案）

資料7：テナントの従業員を中核要員に育成するための方策（案）

資料8：効率的に自衛消防活動の技術向上を図るための方策（案）

参考資料：第23期火災予防審議会人命安全対策部会（第3回）開催結果概要

### 6 開会

事務局から、出席者の報告が行われた。

議事進行については事務局から部会長に委任し議事を開始した。

### 7 議事

[議長]

議事次第にありますように、まず、議事(1)「防火防災への取組みを評価する制度や違反公表の制度の現状について」について事務局より説明をお願いします。

[事務局]

まず資料1から3について説明します。

資料1は、いつも会議の始めに確認している全体のスケジュールです。今日は4回目の部会です。中間答申のまとめを行います。3月20日に総会を予定しています。

資料2は、前回の部会でいただいた意見をまとめた資料です。

後ほど資料4で中間答申(案)についてご説明しますが、前回いただいた意見を反映させながら中間答申の文章を作成しました。

2番の下から2個目の○の意見では、建物関係者の取組みの評価について意見をいただきました。これまでに実施している制度もありますので今日は、資料3を使って説明します。

資料3は、事業所を対象に、防火防災への取組み(良い取組です)の評価や違反を公表する制度についてまとめた資料です。

1ページ1番は自衛消防隊を表彰する制度で、東京消防庁が行っている制度です。

(1)に、自衛消防訓練審査会があります。ほとんどの消防署で年1回、事業所の自衛消防隊が参加して、訓練成果を競う審査会が行われます。①の概要に下線を引きましたが、火災や地震が発生したという想定で自衛消防隊が活動して審査を行い、成績の良かった隊などを表彰しています。活動は、消火器や屋内消火栓を使ったり、避難誘導を行ったりして、消防隊が到着するまで対応する内容が多いです。参加する事業所は、その消防署の管内の事業所です。

(2)は災害活動に関する表彰についてです。自分の建物で火災が発生した場合は、消防法で対応する義務があるので表彰されませんが、近所の交通事故や近隣の建物の火災で自衛消防隊が駆け付けて対応して感謝状が贈呈される場合があります。③にある表は最近、感謝状が贈呈された例です。

(3)ですが、定期的に自衛消防隊を表彰しています。東京消防庁の開庁記念式や火災予防運動の時に各消防署で表彰しています。

2ページ2番以降は、良い取組みをしている建物に表示をすることができる制度です。

2番は、防火対象物適合表示制度といい、全国で行われている制度です。

ホテル、旅館に限るのですが、防火・防災上の一定の基準に適合している場合、図2-1の表示ができる制度です。総務省消防庁の通知によって運用され、平成26年4月から運用されています。

(2)に制度の背景について書いてありますが、この制度は平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災を契機に制定されました。

(3)は、この制度の対象についてです。

(4)は、表示マーク交付対象物数です。東京消防庁管内では、昨年末現在で172の宿泊施設に表示マークが交付されています。

適合表示制度に対して、2ページ3番は優良防火対象物認定表示制度、通称「優マーク」制度です。この制度は東京消防庁管内だけで行っています。優マーク制度が先ほどの適合表示制度と違うのは、ホテル、旅館以外の建物も対象ということです。

(1)は制度概要です。この制度では、法令順守はもちろんですが、建物関係者が行った防火安全対策に係る自主的・意欲的な取組みを消防機関が評価して、防火安全性の高い優良な建物として認定されれば、3ページの図3-1の表示が掲示できます。この結果は、防火安全に関する情報として都民に提供されます。制度が創設されたのは平成18年です。この制度は、自主的・意欲的な取組みを評価するので、適合表示制度よりも厳しい基準をクリアしなければなりません。

3ページ(2)は制度の背景です。(2)ですが、平成13年の歌舞伎町雑居ビル火災以降、建物の防火安全情報を望む声が出てきていました。(3)のように、建物関係者からは、自主的、意欲的な取組みをアピールしたり、公的な評価をしてもらえる制度があると良いという声もありました。

3ページ(3)は公表方法です。優マーク認定を受けた建物は、東京消防庁のホームページに一覧表が掲示されます。地図情報でも公表されます。消防署の窓口で一覧表を見ることができます。4ページの図3-2は、ホームページの画面の様子です。(4)の認定優良防火対象物ページでは、東京消防庁のホームページから地図情報に移ることもできます。図3-3は地図情報の画面です。地図情報では、建物や事業所の名前、住所から優マーク建物を検索することができます。

5ページの(4)ですが、東京消防庁管内で優マークの認定を受けている建物は、昨年末の時点で、941件です。

今までは、良い取組みを評価する制度でしたが、5ページ4番は、違反のある建物を公表する制度です。

(1)は制度概要です。下に出てくる①②の違反内容を建物関係者に通知してから一定期間経っても改修されない場合に、東京消防庁のホームページや管轄の消防署の窓口で建物の名前、場所、違反内容が公表されます。この制度は東京消防庁管内で、平成23年4月から運用されています。平成22年に杉並区高円寺の雑居ビルで飲食店火災があり、消防は違反情報を積極的に都民に公表すべきとの意見を受け、制度が創設されました。

(1)の①②は、公表対象となる違反です。①は、消防設備のうち重要な3つ、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備が設置されていないという違反です。これらの設備が必要となる建物では、通常、新築時に正しく設置されるはずですが、新築時に設置義務が無かった建物で、テナントが入れ替わって必要になる場合があります。その時に設置せずに違反となるというのが①の大半です。②は、不特定多数の方が多く集まり、危険性の高い用途である、遊技場、性風俗店、カラオケ施設、飲食店、雑居ビルで、維持管理についての違反が繰り返された場合です。違反自体は①よりも軽微ですが、繰り返された場合に公表される違反です。違反の例として、消防設備の点検未実施、防火管理者の未選任、自衛消防訓練の未実施があります。

(2)は、公表方法です。先ほどの優マーク制度と同様、東京消防庁のホームページと管轄の消防署の窓口で一覧表を見ることができます。5ページの図4-1は東京消防庁のホームページから見る時の画面です。6ページの図4-2は地図情報で見るときの画面です。

(3)は、公表対象物数です。昨年末の時点で261件の対象物が公表されていました。

(4)をご覧ください。この制度は、平成23年に東京消防庁が始めましたが、平成25年には総務省消防庁も通知を出し、平成26年4月から政令指定都市の消防本部を中心に全国に広がっており、今後さらに広がっていきます。なお、他の消防本部の違反公表制度で公表している違反は、屋内消火栓、スプリンクラー、自動火災報知設備の未設置に関する違反です。

以上で、資料3までの説明を終わります。

[議長]

ありがとうございました。

ここまでのご説明に対しましては、何かご意見ありますでしょうか。

[委員]

私は前回このことを質問し、意見を申し上げさせていただきました。マル優マークのことも教えていただき、実際ホームページも見ました。また、自分の住んでいる近くや、仕事場の近くには優マークという建物があると確認しました。それと、たまたま出かけたコンサートホールというホテルに、立派なマル優マークが受付のところにちゃんと飾ってあるのを見て、一緒にいた両親や夫に説明しました。

マル優マークのある建物が自分の住まいの近くにあると分かったのですが、行って見て分からないんですね。建物によっては表に表示されているのかもしれませんが、じろじろ見たけれど、外からは分かりませんでした。オフィスビルの建物でした。ホテルで見かけたのは中に上がるフロントにありました。それでも一階というか、普通のエントランスには見かけなかったと思います。

とっても大事なことで、ありがたいと思いますが、それが普通に見えるほうが良いのではないのでしょうか。表示マークの場所とか、どういう風に表示されているかというのはルールとして有るのか教えていただきたい。もう一つは、夫にも説明しましたが、それが何のマークかはフロントの人は言えるのかという話があって、その場では忙しそうだったので聞きませんでした。それらがそのビルの色々な方に認識されている事を望みます。以上でございます。

[事務局]

公表するやり方、マークの表示の仕方ですが、プレートがあって、そのプレートの貼る場所とか、場合によってはインターネットでそのマークを使って表示するやり方も東京消防庁から提案していて、建物に応じて、建物関係者の方に良いやり方を選んでいただいているのが現状です。

[庁内関係者]

ちょっと補足をします。この優マークの貼る場所については、出入口の見やすい場所に貼ってくださいということで、特に必ずここに貼れという事ではないですが、一般的には出入口とかホテルでいえばロビーのところになるかと思えます。出入口がいくつもあるようなビルでは、その出入口毎に付けているところもあります。それと、表示の内容がどういうものなのかわからない、という意見も確かにありますので、今、3ページの右上のところにある、説明書きが付いたパターンというのも表示ができるようになっていきますので、こういう形で、できるだけマークを使う側の人が分かるように配慮はしているところです。

[庁内関係者]

もう一つ補足致します。このマークの大きさも、かなり自由度をとっており、非常に大きいマークを出すこともできます。また説明書きにつきましても、外国人の方が増えていますので、英文でこの内容を表記したものもございますので、それをお出しにすることはできる、という風になっています。

[委員]

ビルの方が判断されてやっているということで、それでよいとは思いますが、私としてはオフィスビルでも、パッとわかるほうが良いかなという事を思ったので、なるべく出入口にということはありません。出入口というか、普通の人が、このビルは安全だということが、利用者にも分かるとありがたいなと思っています。

[議長]

我々は認識し始めたのかもしれませんが、一般の人に訴えかける程の満足なPRは無いのかもしれませんが、これは所有者がどう考えるかに依存せざるを得ないのかもしれないのですが、見たらすぐわかるという、その辺は必要かもしれませんが、マル優とはなんだろう、「優」とはなんだろうかと、近寄って見なければ分からないというのは、多分素通りしたら、触らないかもしれない。その辺は色々な方式が、今後拡大に向けて必要かもしれません。

火災上安全であるかが見てすぐわかるような、アイコン的な表示みたいなものがあれば良いかもしれませんが、必要な表示の方法だと、今のマーク自体が、オーソライズされた、格式の高い状況ではあるとも思いますが、この辺は今後ご検討いただくことも必要とは思いますが。

次の議題のほうに移らせていただきたいと思います。次は中間答申案についてということですが、少し長いので、適当なところで区切ってご説明いただいて、ご意見をいただきたいと思っておりますので、ご説明よろしくお願い致します。

[事務局]

資料4は中間答申(案)です。並べて説明できるよう本文編と図編を分けました。1ページは、目次です。1番が「はじめに」です。2番は「現行の自衛消防に関する制度の概要」です。自衛消防隊の編成や自衛消防に係る3つの制度についてまとめました。3番は「現行の自衛消防に関する制度の課題」です。この課題を受け、4番と5番で「新たな自衛消防活動中核要員制度のあり方」、「今後の自衛消防力の強化方策」について、まとめました。6番が「おわりに」です。

2ページ1番の「はじめに」をご覧ください。ポイントとなる部分に下線を引きました。建築物は増えている一方で人口は減少すると予想され、今後は、建物の新築よりも既存建物の活用が活発化してきます。IoTのような技術も出てきて、建物の維持管理への活用が期待されています。今期の火災予防審議会は、昨年7月に「建築物の効率的な維持管理による防火安全性の確保」について諮問を受け、特に今年度は自衛消防活動のあり方について検討してきました。特に自衛消防活動中核要員制度は、これまでも業界団体等から改善要望があったことを踏まえ、近年の建物の実態を考慮した視点で集中的に審議を行いました。その結果、早期に対応が必要な事項を中心に中間答申としてまとめる、というのがこの部分の趣旨です。

2番は、現行の制度の概要についてです。

(1)は自衛消防隊の編成についてです。24行目、建物全体の収容人員が一定数以上の場合、建

物所有者と全てのテナント占有部ごとに防火管理者を選任する必要があります。これは消防法で決まっています。防火管理者はそれぞれの占有部の消防計画を作成し、自衛消防隊の編成を定め、訓練を定期的に行う必要があります。30行目から、さらに、自衛消防隊を強化するため、建物の用途・規模に応じて防災センター要員制度、自衛消防活動中核要員制度、自衛消防組織の3つの制度があります。図編9ページの図1をご覧ください。この図は、自衛消防隊がテナントごとに編成されるというイメージ図です。表1は、3つの制度の比較表です。

本文3ページの(2)(3)(4)は、3つの制度についてです。

(2)の「防災センター要員制度」と(4)の「自衛消防組織の制度」は11階建以上や10,000㎡以上など、比較的大きな建物が対象です。(3)の「自衛消防活動中核要員制度」は3,000㎡程度の建物から対象になるものが出てきます。ここでは、特に(3)の「中核要員制度」について説明しますが、この制度は、火災、地震その他の災害が発生した際の自衛消防活動能力の強化のため、災害活動の困難性、人的な危険性が大きい建物の自衛消防隊員に、自衛消防技術試験に合格し、自衛消防技術認定証を受けた人を中核要員として一定数、配置する制度です。14行目、配置する人員は最小人員7名です。建物の用途により、延べ面積や収容人員を基に算定します。

図の10ページ図2をご覧ください。これは中核要員の配置イメージです。各テナントに自衛消防隊が編成され、そこに中核要員（網掛けの人）が配置されています。11ページ図3は、3つの制度が義務となる大規模建物のイメージです。二つ図を見ましたが、中核要員は自衛消防隊の中で中心となって活動する要員のことです。

本文3ページ3番は、現行の制度の課題についてです。

(1)は3つの制度が分かりにくいという課題です。先ほどの図のように、建物の用途や規模によって複数の制度が適用される場合もあり、必要な資格も異なります。類似した内容の資格もあります。

4ページ(2)は、中核要員制度の課題についてです。①から④の課題があります。①は、中核要員の算定方法についてです。アは、時代や社会が変わりましたが、算定方法は見直されていないという課題です。②は、中核要員の配置についてです。アは現実と実態が合っていないという課題です。③は、中核要員になるための資格取得に関する課題です。④は、自衛消防活動技術の取得に関する課題です。

以上、3番まで説明しました。ここまでは、制度の現状や課題についてで、次の4番以降は、審議会から提言する内容です。ここままで説明を区切って、質問や確認、意見の時間を設けたいと思います。

[議長]

それでは、1～3までで、答申としていかがでしょうか。駆け足で読んでいただいたので、少しゆっくり読んでいただくと、よろしいかと思います。

2の(2)、(3)、(4)というのは、法に基づいた制度で、2、(1)というのはその前の、(2)からスタートする説明を始めるにあたっての紹介のようなものなのですが、これは条例と法とで、元々の法制度自体の違いがあつてというのがあるんですよね。その辺りは、今(2)、(3)、(4)のタイトルの中に書かれてしまっていて、例えば消防法に基づく自衛消防組織とか、これがまず最初に来て、これは法でありますとか、防災センター要員制度という東京都の条例ですとか、そういう意味では色々な制度が、別の法でかかっているというのが明確にあると、更に分かりやすいのかなとは思いますが。多分この辺は、次の課題というところに繋がっていく説明がされている。その辺の説明が少しあるとより分かり易いと思いました。

あと一件確認なのですが、2ページ目の(1)の3行名、「建物所有者及びすべてのテナント占有部ごとに」というところに線が書いてあるので、及びでつなげるのは「建物所有者」と「テナント占有部」なのかなと思ったのですが、これは多分そうではなくて、文章表現としては、防火管理者を選任する必要のあるのは、「者のうちから」というところで、その「者」というのは、建物所有者及び資格を有する者のうちからというようになる。「者のうちから」というのは、どこにどういう風前から繋がってくるのかというのは、長いのでわかり辛いのですが、その辺の実態はどういう構成ですか。

[庁内関係者]

この表記はあまりよくないと思いますが、制度を説明します。

[庁内関係者]

防火管理者の選任としましては、建物所有者から防火管理者を選任しなければなりませんし、それに合わせて、テナント部分からも、防火管理者を選任しなければいけないという形になっています。

[議長]

建物所有者から選任という意味は、複数いたときは選任ですか？建物所有者は防火管理者に直結するものですか。

[庁内関係者]

建物所有者自身が防火管理者になられてもよろしいですし、建物所有者さんの会社か事業所の中で、役職ですとか管理の資格を有する人から1名、選んでいただいて選任していただくという形です。

[議長]

そうすると、「建物所有者」と並列になる。どこが並列になりますか。

[庁内関係者]

言葉足らずなところがありますが、「建物所有者」と並列になるのは、「全てのテナント占有部ごとの関係者」がそれぞれ防火管理者に関する講習を受けた者等の資格を有する者のうちから、選任する必要があると、そういう意味でご理解いただければと思います。

[議長]

そういう意味では、最初の建物所有者というのは個人ではなくて、団体という意味ですか。

[庁内関係者]

個人所有の場合であれば、

[議長]

それは直結でその人がやられると。

[庁内関係者]

本人でも結構です。個人所有であれば防火管理者になれる方が多いのでしょうか、本人の場合であれば、防火管理に関する資格を取っていただいて、選任していただくということになる。

[議長]

防火管理に関する講習を受けた者というのは必須ということになるのですか。

[庁内関係者]

特別のこういう資格により、講習を受けていなくても防火管理者の資格を有するという方もいらっしゃるが、一般的には講習を受けた方に、講習を受けると資格が得られますので、その方を選任していただくというケースが殆どです。

[委員]

4 ページ目、3、(2)、③の「中核要員になるための資格取得に関する課題」のところですが、問題として、資格の取得が難しくなっているという事を挙げ、その理由として、試験範囲というのがメインの理由として挙げるという書き方になっています。試験範囲という問題に限定し、そこにのみ対応するという方向で書いていく方針であるのでしたら、これで良いのですが、資格の取得が難し

いという事については、その理由についてもう少し広い議論があったようにも記憶しています。たとえば、試験を受ける機会などがあったかと思えますし、また、あとの改善のところにも、それらに対応する色々な方策が書かれていますので、資格取得が難しくなっているところの理由を少し広げて書かれても良いように思いました。

[庁内関係者]

まとめ方の話ですので、そのように対応していきたいと思えます。

[委員]

確認の質問ですが、4ページの17行目、②の中核要員の配置に関する課題で、「建物管理の外部委託や、勤務形態の多様化が進み、実態として中核要員は常に建物にいるわけではなく」とありますが、中核要員は建物に居ないという事は有り得るのでしょうか。いることが前提の制度なのかと思えますが。

[庁内関係者]

中核要員の方というのは実際に建物に勤務されている方ですが、これは言葉が足りなくて申し訳ないのですが、時間的に外出されていることもあったり、休みということもあるということですので、常にはいないという書き方になっています。

[庁内関係者]

最初に議長からご指摘がありました点について、改善が必要かと思えますので、ご説明致します。2の「現行の自衛消防に関する制度の概要」について、これは、今はこういう制度ですということを簡単にまとめた記載なのですが、まず(1)の「自衛消防隊の編成」というのは、最初の消防法により～云々という、この段落は、簡単に言えば全国的な制度としてこうなっているという事が書いてあります。「更に～」というところは、東京都内ではこういう制度が併設されているということです。(2)はこれも東京都内だけの制度です。(3)は東京都内だけの制度です。(4)はこれはまた全国的な制度です。ですから、全国的な制度と東京都内の固有の制度が交互に出てきてしまって、多分読む方には大変わかりにくいので、ちょっと私が俄かに思っているのは、全国的な制度を最初に説明して、その後東京都内の固有の制度を説明するような記載に改める必要があると思っています。

[議長]

多分、後で課題のところ、実際には今の3つの制度が絡み合っていてというのを解消すべきという話が、4以降出てくると思うのですが、それは3でも既に分かりにくさというのが書いてあるという事で、その現行3つありますというのが2で説明があるという、その辺りは流れとしてはよろしいですか。こういう流れで説明いただいて。現状こうで、その課題はこうですと、なので次にどうしましょうかという流れを4で了承するという。

もし今の時点で無いようでしたら、次に課題に対してどう取り組んでいくかという辺りの説明があると思えますので、そこでまた2、3というのは課題との関係で、対応しているのかということも含めて関係すると思えますので、4の方を説明していただいて宜しいでしょうか。もし何かあれば、2、3にご意見いただければと思えます。

では残りの方の説明をよろしくお願い致します。

[事務局]

5ページ4番は、「新たな自衛消防活動中核要員制度のあり方」です。

5行目、この制度が、建物の安全性を確保した上で、現状に即して効率的で実効性を伴って運用されるよう、東京消防庁が取り組まなければならないことをまとめました。

(1)は、中核要員数の合理的な算定方法への見直しについてです。

①は中核要員の最小人員の見直しについてです。13行目、現行7名の最小人員を火災事例の分析や自衛消防活動モデルの検証結果を踏まえ、5名程度に見直すべき、とまとめました。見直しには、消防設備の進歩や自衛消防活動の効率化を考える必要があります。図は12ページ図4が関連します。

②は規模に応じて加算する中核要員数の見直しについてです。本文の5ページ19行目、中核要員が義務となる中規模・大規模建物では、不燃化やスプリンクラーの設置などにより近年の火災被害は局所的になっているので、一般的な火災では、①の最小人員（5名程度）で対応できます。その一方で、25行目、建物の大規模化などにより避難誘導は複雑になります。地震は建物全体に被害が及びます。5名では不足します。そのため、29行目、①の最小人員（5名）に、延べ面積に応じた人員を加算して算定します。6ページ4行目、建物の利用者により避難誘導などの自衛消防活動の困難性が異なるため、用途による差異を考慮する必要があることを書きました。図は、12ページ図5が関連します。6ページ③は、使用実態に合わせた柔軟な運用拡大についてです。一律の算定方法では建物の使用状況や管理形態の実態に合わない事例が発生することも考えられます。10行目、例として、競技場の催物開催時と開催しない時、駐車場、隣接した建物と有効に連携している場合などが考えられます。13行目、個々の特殊な実態に合わせた柔軟な運用ができるよう運用例の検討をしていくべき、とまとめました。

6ページ(2)は、中核要員の代行者の確保等による自衛消防体制の強化についてです。16行目から22行目までは、中核要員が不在でも自衛消防体制を確保できるよう、代わりとなる人を選定、育成する、としました。23行目からは、他の資格者（自衛消防業務講習修了者）の活用についてです。図13ページの表2が関連します。二つの資格は試験と講習の違いはありますが、内容は似ています。本文6ページ28行目、テナントにおいては、一定条件のもと、講習修了者を活用し、中核要員と見なすことができる運用とすることが望ましい、としました。

6ページ下側の(3)は、テナントからの中核要員の育成促進についてです。7ページ1行目、今まで制度が十分に周知されていなかったテナント関係者にも、今後は、指導対象を拡大し、あらゆる機会を通じた制度の周知が必要、としました。図14ページの表3が関連します。ここには制度の周知に向けてすることをまとめました。本文7ページ8行目は、防災センター等が無く、テナントの従業員を中核要員に育成する場合についてです。前回の部会でいかに分散配置するかが重要、という意見をいただきました。分散配置をするよう消防が指導するのはもちろんですが、万一できない時でも消防計画や訓練など、別の方策で指導していくことを書きました。

7ページ5番は今後の自衛消防力の強化方策についてです。17行目、見直し後の制度の運用にあたり、東京消防庁は、中核要員が未充足の建物に、充足されるような方策を検討していく必要があります。20行目、数の確保だけではなく、中核要員を中心として自衛消防力を上げる課題に対応することも必要です。

(1)は、自己学習ツールの提供や実技講習会の実施についてです。図15ページの図6と図7が関連します。8ページ1行目、教材や講習会のメリットや動機づけについて書きました。これは前回の部会でいただいた意見に関連します。

8ページ(2)は、訓練指導についてです。5行目、自衛消防力の強化には自衛消防訓練が重要です。図は16ページの図8が関連します。3段階のステップを踏みながら進めていく指導方法をまとめました。本文8ページ16行目、自衛消防隊を適正に編成し、訓練を適正に行っている建物の評価について、書きました。議事(1)の内容と関連があります。

(3)は今後の自衛消防技術試験のあり方についてです。実践的な内容とすること、また、現在は試験に合格すると有効期限が無いので、定期的に知識を確認したり最新情報が得られるような仕組みを作ることにについて書きました。これは前回の部会でいただいた意見に関連します。

8ページの下の方は「おわりに」です。

資料4の説明は以上です。他に資料5から8までありますが、これらは前回の部会で使った資料です。質問内容によっては説明に使うかもしれないと思い、準備しています。

今日は最後の部会になりますので、この答申のまとめ方、他に追加して提言することがあるか、今提言されている内容で提言の強さがこれで良いか、などについてご意見をいただければと考えていますので、宜しくお願いいたします。

[議長]

最後に説明いただいた、提言の強さというのは、文章の末尾が、どうなっているのかというところを説明いただければ分かり易いかと思います。



[事務局]

提言の強さは、この文章を作るときに3つに分けています。一番強い言い方が、「～しなければならない」です。次の段階が、「～する必要がある」「～すべきである」です。3段階目は「望ましい」です。

[議長]

ということですが、表現の方法を含めまして、内容を含めまして、ご意見いただければと思います。

[委員]

対策の方向性として、先ほど議論をした課題と、表裏を確認したところでちょっと気づきがありましたので。課題のところの表現ですけれども、ここの対応のあり方から考えると、4ページ目の(2)①、イのところ、「建物の大規模化が進み、必要な中核要員数が著しく多数となり・・勤務人員だけでは人員確保が困難な建物が出現している」と表現されていますが、必要な数が多いのであれば、その数は配置しなければいけないのではないかと思います。あまり、危険にならないように、危険性を減ずるよう何か対策をとる事ではなくて、これは趣旨としては、算定される要員数が、必要以上に多数になってしまうので、必要な数をしっかり算定できるようにしましょうという趣旨なのだろうと思いましたので、そのような表現方法を検討された方が良いのかと思います。

もう1点が、4ページの18行目②、アです。「実態として中核要員は常に建物にいるわけではなく」と、ここは先ほど議論がありました。その後ですね、「また必ずしも自衛消防隊に適切に配置されていない現状がある」と書いてあるのですが、これも後ろの方向性との関係からすると、「実態に即した配置になっていない」とか、あるいは「分散配置が望ましいけれども、実態を踏まえると、分散して配置するというのは、難しい状況もある」という、おそらくそういう事なのだろうと思いますので、適切な配置になっていないというよりは、実態に応じて配置を考えていくという表現の方がよいと思います。

[事務局]

今仰っていただいた趣旨で書いていますので、修正したいと思います。

[委員]

先ほどの3の「現行の自衛消防組織に関する制度の課題」のところ(1)と(2)があります。(2)の課題のところは中核要員制度の課題というところで、今までのお話であったようなことが書かれていて、(1)の「類似した3つの制度の分かりにくさ」というのも、一応この3の中の課題に挙げられていて、その中の1つの見出しになっています。これに対する、(1)の「類似した3つの制度の分かりにくさ」に対して、何か対応するというニュアンスの事が、文言というのはいどこか意識して書かれているのでしょうか。

ただ今回は、この審議会の対象は中核要員という事で、それで(2)の方に重きをおいて、4の「新たな自衛消防活動中核要員制度のあり方」について、まとめられている。一応こういった「類似した3つの制度の分かりにくさ」というのも示されているので、その辺りはどういった扱いなのかなという確認です。

[庁内関係者]

委員ご指摘の通り、3つの制度が混在して分かり難いと言いながら、中核要員制度の事だけに議論が集中しているということについて説明します。まずこの自衛消防組織というのは法律で決まっている全国的な制度なもので、我々東京消防庁や火災予防審議会で、直接何か提言して、何かの改正手続きをとるという事が出来ないものです。ですので、自衛消防組織は既存の制度としてそのまま存在していて、火災予防審議会でご審議いただくのは条例で扱っている、防災センター要員制度と自衛消防活動中核要員制度、この2つが我々の検討の対象にはなると。その場合、今回は自衛消防活動中核要員というものについて、色々な業界の人からや、実務的な中でも色々な課題が顕在化してきているので、ここに特化をして、集中的にご審議いただいたという流れです。どうしてこの、3つの制度が分かり難いと言いながらも、中核要員だけを取り上げてしまったかの説明がないので、その辺をちょっと追記していきたいと思います。

[委員]

今お答え頂いたところもお願いできたらと思いますが、例えば、頂いた資料4の14ページ目の表3で、中核要員制度の周知指導の強化という、いわゆる中核要員制度がどういうものかというのを、指導するという事によって、いわゆる分かり難いというのをとにかく明確にする、そういった動きにもなるのかと。

もう一つ申し上げたいのは、確かに今仰っていただいた通りですが、例えばやはり資料4の9ページ目に「自衛消防に関する制度」として表1で整理していただいているのですが、そもそも防災センター要員制度の制度概要等の所の文言というのもちょっと分かり難いということがあるのかなと思います。資料4の3ページの2、(2)にも「防災センター要員制度」のことが書かれていて、例えば自衛消防活動を行うというようなことが書かれていますが、こういうところに中核要員制度との重なりが出てきてしまっている。私が今申し上げているのは、これは今後のことで、ここで話し合うという事ではないのですが、今回は中核要員制度を対象にしたということですが、それがまさに良いとは思いますが、防災センター要員制度についても場合によっては見直すことによって、その分かり難さという事も改善できるということもあるのかと思います。

[議長]

今の件は、少し感じてはいたのですが、今回は中核要員制度の見直しを図ることで、3つの制度の分かり易さが一番解消しやすいという観点で、検討を始められたという風に理解しています。それが中核要員制度を見直すことで、より分かり易い形になるという流れがどこかにあれば、中核要員制度に集中して審議したという、その妥当性もでてくるのではと思います。どこに書けばいいのかというのは、3、(1)、若しくはその後ろの4の最初に書くのか、その辺はどちらが良いかというのはあるかと思いますが、どこかに何かの記述があれば、この答申自体が分かり易くなるという事があると思います。

[委員]

先ほど末尾の強制力の強さについて、ご説明いただきましたが、改めてそれにそってロジックをどのように組み立てているかを教えていただければと思います。4と5のところです。4はまず、東京消防庁がこういう事に「取り組まなければならない」ということで、強い決意を表明したうえで、具体的な方策にかんするところは「べきである」と「望ましい」が混在しているという構造です。一方、5の「今後の自衛消防力の強化方策」については、最初のところですので4に比べると強さを一段落としているように思います。細かい表現の使い分けを用いて、主張の強さに段階を作っているのだとして、この違いの背後には、例えばやり易さとかの理由があるのでしょうか。4は「～ならない」としたうえで、5はやや弱い表現にしたことについては、東京消防庁としてのお立場などもあると思うのですが、背後の理由がわかりませんでしたので、教えていただければと思います。

[事務局]

今回この答申を書くにあたって、基本的には「べきである」とか「する必要がある」という2段階目からスタートしました。その中で、絶対にやらなければならないという項目は一段階上げました。それと、「べきである」、「する必要がある」で言いすぎになるものは「望ましい」と弱めました。4番の前書きは、6行目、「東京消防庁は次の事項に早急に取り組まなければならない」としています。東京消防庁がすぐにやらなければならないという意味で、段階を上げました。(1)には、色々な基準の見直しの話が書いてありますが、そこは基本的には「べきである」、「する必要がある」といった2段階目の書き方で、一部、「望ましい」という言い方が混じっています。5番は、前書きのところで「必要がある」としています。ここは、見直し後、いろいろな充足を促していったりするような部分であるため「必要がある」という言い方にしています。

[議長]

今のご説明で、少しくリアにしなければならないところがあるのは、一番大上段で「しなければならない」と言っているのに、その下に「しなければならない」というのが出てこないのを、どういう形で考えるのかということ。総論としては「しなければならない」だけれども、具体的な項目

になると「べきである」位の状態になるというのは、その方法でなくても、それに限定されることなく色々あり、「すべきである」とか「望ましい」といった書き方となっているということなんではないでしょうか。

#### [事務局]

4の前書きでは、「取り組まなければならない。」と 取り組むこと自体をマストにしています。それに対して、4,(1),①の「5名程度に見直すべきである。」これは「べき」という言葉を使っています。5名程度に見直さなければならないという言い方ですと、5名に枠が狭まってしまうので、「べきである」という言い方にしています。

#### [委員]

文章の構造上気になったのは、4「新たな自衛消防活動中核要員制度のあり方」と、7ページの5「今後の自衛消防力の強化方策」は同じレベルの見出しなのですが、4の方は取り組むことについて「ならない」ということでかなり強く決意表明したのだとすると、5のほうも「強化に取り組まなければならない」とか「検討に取り組まなければならない」と書くことも可能かと思ったのでお伺いしました。ただ、あえて5については「必要がある」と書いているということでしたら、それは重点がむしろ4にあることを伝えたいという意図があるのかなとも推測したので、その点を確認させていただきたかったということがあります。

#### [委員]

4,(2)の「中核要員の代行者の確保等による自衛消防体制の強化」で、先ほども出てきましたが、中核要員の方が建物に不在の場合の対応ということで、大きな趣旨はこの概要で、できるだけ不在の場合も体制を維持する、というのは必要なことだと思うのですが、ここに書いてある不在の時に必ず代行者を置くという事であると、例えば夜間休日のビルの勤務者の方がいない場合等、必ずしもこの体制がとれるのかどうかという話と、代行者の方の定義をどうするかという事によって、かなり実行が難しくなるというのが、実態としては出てくるのではと思います。この「明確化する」というのが、どこの強さなのか分からないところもあるのですが、そのあたりの表現については考えるところがあるのではないかと考えています。

#### [議長]

そのあたりいかがでしょうか。内容にかなり関わることはあります。文章からすると、「明確化する」とは、「しなければならない」にかなり近いというようなニュアンスにとれるのはとれますが。

#### [庁内関係者]

夜間とか休日に関しては、現在の運用上の話ですが、通常、営業時間中に算定された人数の中核要員の方について下さいと、お願いしています。夜間休日に算定された50名なら50名、絶対いて下さいという運用はしていませんので、その辺については同じような対応はしていきたいと思っています。代行者につきましては、今は、例えばという事で、講習等を修了した、同じ様な資格を持った方を、あげさせていただきましたが、今後も検討を重ねた上で、明確にしていくのか、お願いベースなのか、指導ベースなのかという事も併せて検討をさせていただきたいと思っています。

#### [委員]

もし3つの制度が、全国で行われているものと、東京消防庁管内で行われているものが、よくある3つの円で表されるとすると、全国の中に二つの円が置いてあるのか、全国と少しかぶって置いてあるのか、ということが私にはまだ分からない。そういう3つの制度のあり方が、どういう位置関係かというのをまず示していただき、その中で被るものがあれば、3つとも資格は一緒が良いという形が見えればよいと思います。そして、夜間等のことですが、難しいとしても、利用する者にとっては、（自衛消防活動に関して）それなりの事がわかっている人がいないようなら困るので、それこそオフィスビルがお休みの時に、その人がいなくても、全く構いませんが、ホテルや夜間もやっているところは、私たち泊まっている時に、（自衛消防活動に）大事な人がいないこ

とは困るので、ただそれが難しい試験を受けた中核要員である必要があるという事ではなく、適正な誘導や、対応ができる人に、いていただければよいということなので、ダブルキャスト製みたいなものですが、そういう、本当に必要なことはこういう事なんだよという事をもう少し分かり易くしていただけたらと思います。

特にこの最初で、7名を「5名程度に見直すべきである。」としてしまうと、人数減らすことが大事のようなのですが、これは減らしてほしいという意味ではなくて、必要な人は必要な時にいてほしいという事なので、それをもう少し上手に表現していただけないか。

[議長]

さっきの説明で営業中は中核要員がいなければいけない状況の説明がありました。夜間であっても営業中であれば中核要員は必要であるという事でよろしいのですか。

[庁内関係者]

ホテルですと、夜間の方がお客さんがいるというパターンが多いと思いますが、逆に昼間、お客さんがはけた後には、もしかしたら少ないという事は想定しております

[議長]

この前の質問の「5名程度に見直すべきである」というところで、逆にここは、その方が安全が確保されるような、書き方にとられがちなところがあるので、ここは表現を少し変える必要があるかもしれません。この前にも少し説明として、前の課題のところであったように、5名であっても、十分機能できるという事が前提となって、5名でも良いというような感じではあると思いますが、「5名程度に見直すべきである」と言ってしまうと、逆に5名の方が非常に望ましくて、というニュアンスにとられがちなので、ここは少し修正なりしていただければと思います。

[委員]

今のちょうど議長がおっしゃった、4.(1).①で5名にすべきであるとしているところで、具体的には、こういう事があるから5名に減らしてもいいのではないかとということで、これは例えば 質問なのですが、昔と比べて皆が携帯を持つようになって、ちょっとでもおかしいと思ったら、早く消防に連絡しやすいとか、そういう要因が、あるのですか。

もう一つ気になったのは、最近確かにビルが大きくなったけれども、機器が良くなったから、火災があまり起こりにくくなったのは、恐らく事実であると思うのですが、一方で、この間渋谷のセンター街で、割と大きな火災があって、あんなところでもあるのだなと私は見ていたのですが、ああいうのも（中核要員の）対象施設で、ああいうときには中核要員制度はどう機能しているのか、自衛の消防の制度ははたしてどうやって機能したのか、してないのかとか、現状のところというのは一体どうなっているのか、ちょっと私は知りたいと思いました。

[庁内関係者]

5名については、今、ここの表現が数で5名にすべきだとなっておりますので、先ほどもご指摘いただいたように、今までの検討の中で、5名で対応が可能なんだと、5名でも十分安全を確保できるんだと、という表現にしていく中で、これまで、今ご指摘があった様に、消防設備が非常に高度化して良くなった、火災も早く感知ができるとか、またPHSとか無線機とかという物を警備員が今持っていたりします。そういうので早く連絡が出来るとか、そういう諸々の進歩を踏まえて、十分対応できるだろうという事で、今まで議論してきましたので、その内容を踏まえてということで、この方向性で示させていただいております。

それとあともう一つ、先ほどの渋谷のセンター街の火災との兼ね合いのことですが、中核要員に関しては、冒頭説明したように、概ね3,000・以上の建物に対して、防火管理者というのは当然出てくるのですけれども、その中で更に自衛消防力を強化していこうということで、大きな対象物に対しての、規制の上乗せです。この前のセンター街の火災は、建物規模でいうと、300・にも満たない、ごくごく小さな対象ですので、この中核要員制度というのはかからないというような状況ですので、ちょっとあのセンター街の建物と、今の検討の建物とでは規模とかそういったものが違うのかなという風に思っています。

[委員]

ご説明ありがとうございました。違うという事が良くわかりました。

他のところなんですけれども、全体的にちょっと思ったのは、もちろん中核要員の人がいかにやるべきだというのが、そうなんです、そもそもの前提としては、ビルにいたる間は、一人一人が誰かに人任せにするのではなくて、やっぱりなんかアツと思ったら、誰かやってくれるんじゃないかという、そういうような意識が無くなるってことが前提じゃないと、この制度は多分機能しない。なんかおかしいなと思ったら、誰がどこに通報するのかという、その初期のところの、時間のロスが最大の問題だということ、そこを中核要員や誰かがやってくれるんだではなくて、そうなった時にどうすべきかを、テナントの人とかそういう方には、そうなった場合には、携帯電話ですぐに誰かに電話する、電話先がすぐ書いてあるとか、その初期のそのところが無いままに、5人に減らすべきだとなってしまうと、ものすごくずれた話となってしまうと思うので、恐らくそのベースの部分のここに入れないと、すごくさっきのお話のように、誤解されてしまうのではないかなと少し思いました。

[庁内関係者]

今のご指摘に関しては、この答申案の2.(1)のところ、「自衛消防隊の編成」ということで、まずは原則的な消防法に基づいて、防火管理者の選任というのがありますので、防火管理者は火災の予防とか、災害があった時に発見・通報とかそういったものを、統括というか管理をする役割がありますので、ここで先ずは、そういったことをやっているのが前提ですので、その辺のところを表現していったり、あとは後にあります、テナントへの周知ということ、またそういった対応をしっかりと、してもらっていくという事で対応していきたいと考えております。

[議長]

今お答えいただいた内容というのは、ある意味、今回の中核要員の改善とか、そこは別にということですね。

[庁内関係者]

まず全体に防火管理者がいますので、その防火管理者の元で、災害対応とか、通報とかそういった事は、実施をされていくということになります。

[議長]

委員のご質問は、それが機能していないのではないのかという、ご質問だったかと思うんですが、これに対する答申は、今回は対象からは外れているということでしょうか。

[庁内関係者]

今回こういう資格制度について、ご審議いただいているんですが、平たく言えば、火災が起きた時に、通報、初期消火、避難誘導、せいぜいこの3つを迅速にできれば、資格者であるとか無いとかではなく、その場に出くわした人がやれば一番いいわけですので、通報、初期消火、避難誘導等の自衛消防活動が、的確に出来ることを前提に、5名程度にすることが考えられる。そういうちゃんと自衛消防活動で実際できるという事が前提ですよという事をもう少し表現をするように致しますので、人数減らすことが目的ではなく、実際の活動が出来るという事を前提にした上で、資格者の方については少し人数を減らせると、そういうような内容にしていきたいと思っております。

[議長]

答申の内容とは関係ないのですが、もともと対象規模として該当しない渋谷の例ということがあったのですが、その辺でも防火管理者がいて自衛消防隊の編成を定めていることがあるので、そこが機能するかどうかという事と、今お答えいただいたように、その場に居合わせた人々がというのは、それはまた別だと思っておりますが、今回の中核要員の制度が、条件としてかかっているところを見直すというところの枠外、両方とも枠外ではあるんですが、その辺に関して何か、この答申の中には、最初の触れているところ以外で、また後々課題にするとか、こうしなければならぬとか、

そこには踏み込まないんですよ、今回は。

今、だんだんだんだん狭めていって、全建築物というか、そこが対象かもしれないのですが、そうではなくて、だんだん狭めていって、こういう用途のところで見直しを図りましょうと。そこで多分範囲が限定されていると思うんですけど、その枠外のところは答申の対象外という認識ですか。

[庁内関係者]

そうです。今回はとにかく、少なくとも防災センター要員と、中核要員と自衛消防組織の3つの制度のどれかが該当しているような建物、特にこの中核要員制度が適用されている建物を審議していただいていますので、東京都内全体の建物の事を対象と指定しているわけではないんですね。

[委員]

細かい文章表現で、5ページの上なんですけれども、「実際に～不安を持っている者もいる」と書いてありますけれども、ただ「者もいる」と書くと、そうじゃない人もいるんだなと思える。その前の理由が内容になっているので、「合格しても自信に繋がらないものになっている」とか、調査か何かをやって「者が多くなっている」とかが良いのでは。とにかく何かここがピンとこなかった。また、最後のページのところなんですけれども、(3)の「より多くの人を受験しやすいように試験問題を実践的なものにする」というところで、なぜ実践的なものが急に来ているのかがわからないんじゃないかと思います。

[庁内関係者]

今回、火災予防審議会実施にあたり、建物関係者の方にヒアリング調査などもやらせていただきました。その中で、試験に合格された中でも、実際の自分の役割と試験内容がすべて一致しているわけではないので、試験の範囲外のところでも自衛消防活動をしなければならず、不安を持っている人も中にはいらっしゃったという形で書かせていただいた。それから最後の「実践的なものとするのが望ましい」ということなんですけど、先ほどの部分でどうしても技術試験は様々な用途であるとか、役割はあるんですけれども、全ての建物に合うであろうことを想定して試験問題は作られているので、例えば飲食店に特化したものとか、そういったことで試験をやっているわけではないので、なかなか合わない部分も出てくる。できるだけ、そういった部分についても、なるべく実践に近い試験問題として出せるように今後工夫していこうと考えている。

[委員]

実態としてなんですが、テナントさんに、火災に関する事柄を指導する立場にあるんですけど、実際は消火器ひとつにしても、大体、2割か3割位の方しか訓練を含めて触ったことないとか、使い方が分からない方が多い。先ほど色々資格の中で、試験に合格した方とか、実際に知識がある方があるかと思うんですが、末端の方と考えると消火器一つの使い方も含めて、誰でもできる事柄をもうちょっと普及させるような仕組みみたいなのがあれば、建物のテナントの方が皆さん消火器は使えるという位であれば、火災が起きた時に、実際ですね、先ほどの色々な策を講じなくても消せるんじゃないかと思えば、その辺の普及の仕組みがあればいいのかなといつも思っておりますので、ちょっとどこかに入れていただければと私は考えています。

[議長]

たぶん中核要員とか自衛消防組織で無い人を含めてという話に段々なってくると思いますが、全員がそういう形で教育なり周知された形で、訓練を受けていけば、それに越したことはないのですが、その辺をどういう風に取り組むかというのは、一言でも何処かにあれば、次のステップかなと言うのはありえるかと思いますが。

[委員]

その意識の部分はとても大事だと思います。どんなに素晴らしい制度を作っても、血が通ってなくてきちんと運営されていなければ、あまり効果が上がらないところがあると思います。キーパーソンとなる中核要員等含めて、自覚や、役割に対するプライドの問題ですね。ハード面・ソフト面

だけでなく、ハートウェア、即ち人間力や安全文化の側面というのはとても大事なところとなっています。そのための仕組みとして、例えば中核要員が一度試験を受かってしまうとずっと、取り直さないから、なんとか講習を受けさせようとか、外側から強制的にバージョンアップする議論が多いように見受けられますが、そうでなくて、自主的に自ら、自覚的に行動できるような仕組みを作れるような、仕掛けも工夫しようという部分を足していただけると、ありがたいのではないかと思います。例えば、建物にはマル優マークが有ったりマル適マークが有ったりしますが、人の方にはそれが分かるような、例えばバッジとかマークとか視覚的なものというのは、無いんですよ。何か印があれば、不特定多数のユーザーが居るときに、中核要員の人を頼れば大丈夫だと識別できます。先ほどの7人が5人になる話も、逆に言うと、これだけ技術が進んでくると、船頭多くして船が山に登ってしまう。避難誘導について、7人がバラバラな事を言うとかえって危険なんですね。そういう事例は実際にあると思いますが、人数を減らすと捉えるのではなくて、非常にそういう意味での情報の統一性とか効率的な伝達とか、そういう事を運営する上で相応しい仕組みとして、適切な人数をこういう風にして割り出したという事とプラス、一人一人が割り当てられただけでなく、自ら自主的に自覚を持って、行動できるような意識改革の環境を整えるという部分を最後に足していただくよいのではないかと思います。

#### [委員]

アスクル倉庫火災の調査に加わっておりました。あれは出火した所は段ボールを片付ける所で、あそこだけ別契約となっていて、アスクルの社員ではなくて、契約されていたのですが、あそこ的人是に119番もしていなければ、自分で消火活動もやっていないんですね。119番をしたのは、駆け付けたアスクルの人がやっているわけです。たまたまあのたりに別件の火事があった 私も火事があった会社を調査したんですが、そこも同じような感じでした。つまりかなりリスクが高いところが、端材処理室って色々実験をしてみたら非常に早く、激しく燃焼すると分かったんですよ、そういうところが別会社に任されていて、防災対策が十分にとられていないと。わからないことはないんですね。つまり、会社の経営に立ってみると、利益に直結しないから、しかもやるのがルーチン的だろうということで、外注されているんですよ。ところが、そういうところは意外と危険物を扱っていてリスクは高いんですね。そういうところが経営の合理化が進められる中で、そういう事になっている気がするんですよ。ちょっとその辺が、ここで提案されている中で、十分に組み込まれているのかなっていうのが少し見えなかったんですね。先ほどおっしゃった様に、近い部分もあったかとは思いますが。

それから、中核要員の最小人員の見直しについて、先ほどからご意見があるのですが、前提としている一人操作の屋内消火栓とか、放送設備とか、無線機とか、カメラとか、こういった中には防災よりもセキュリティを目的で入れているものが多いんだと思うんですけど、ほとんどが非常電源ではなく商用電源ですから、それが火事の時に機能するのか。これはアスクルでも起こっていたことですね。消防法で規定されているもので使われているのであれば、火事の時に想定された技術基準になっているかと思うんですけど、セキュリティの基準はあってないようなものなので、何かしら有効性に関しては、どこかできちんと把握しておかないといけないのではないかという気がしました。例の倉庫火災を見ても、電気と設備がどのようになっているかを私は全然意識したこと無かったのですが、消防庁で丹念な調査をしていて、結果を見ているとやはり火災性状とか建築火災をやっている人が見たら、全然知らないところで何が起きているか分からない、というようなそういう気が少ししたので。

こういう新しい技術をどんどん使っていくことは結構なので、前向きに捉えるべきだと思うのですが、それが災害で、電気が来ないと色々なことが起こるわけですので、そこで機能するのかというところをきちんと評価する仕組みがあるとか、人に評価されているものが使われているとか、前提となっているものが無いと危ないなと思いました

#### [議長]

続けてご意見頂いたんですが、3つそれぞれあったかなと思うのですが。最初の、人の意識を高めるためのインセンティブという話と、外部委託問題の解消というのが2つ目で、3つ目は新しい設備や技術の有効性の確認とかあったかと思うのですが。そのへんはいかがでしょうか。

[庁内関係者]

意識の点なのですけれども、まずこの自衛消防活動中核要員の制度がもともと講習から試験に移り、講習では皆さん行けば資格を貰えてということだったのですが、試験になって、試験に合格したということステータスという事で変わったという部分がある。しかし、それがなかなか表に出てこないというか、認定書はお持ちだが、バッジで表示するという事は無かったので、会社によっては取り組みで資格を持っている人には何か印を付けているという会社も有るようですが、東京消防庁としての取組としては無かったので、今後検討の余地があるのかなということはありません。

[議長]

外部委託問題についてはどうですか。

[庁内関係者]

外部から派遣などをされて来られている方については、基本的には防火管理者が従業員と同じように、防火防災の教育については実施することにはなっているのですが、なかなか行き届いていないことが有るのかもしれないので、そこについては、再度、この中核要員の話とは別の話にはなりませんけれども、防火管理の仕事としては取り組む必要があるとは思っています。

[議長]

3番目、設備の有効性をどう担保するかについては。

[庁内関係者]

委員からご指摘のありました、新しい技術イコール非常時に使えるとは限らないということですので、これはどこかにきちんと、新しい技術が、ただ建物の維持管理に使われそうだと単なる書き方ではなくて、火災等の災害時にも機能するという事が、確認できるものについては、というような、或いはこういう要件が必要であるというような事を、答申の中にも書き込むように致します。

[事務局]

色々なご意見ありがとうございます。時間も残り少なくなってきましたので、事務局から今後のまとめ方についてご相談させていただきたいと思います。今日いただいた意見は、2週間位で、この中間答申案に反映させて、一度、委員の皆様にもメールでお送りしたいと考えています。メール審議になりますが、そこでまた意見をいただき、その後、修正して部会長に最終確認いただき、部会長一任のような形で、中間答申をまとめるということで進めさせていただければと考えております。部会長いかがでしょうか。

[議長]

皆さんがよろしければそういった形で進めさせていただきます。よろしいですか。

質問というか、8のページで、委員の方からご質問のあった、人の意識改革について、ちょっと書かれているようにおもったんですけど、1行目に「受講者のメリットを設けたり・・・」とあるんですが、具体的に、受講者のメリットが、どのような形のものがあるのかというのが、少し想像し辛かった。それから、9行目に今度は組織としての訓練をしてステップアップしてとあるのですが、これは組織としてステップアップすると到達したレベルに応じて何かメリットというか、それが意識の向上に少し繋がっていく、そういう形とかは何かあるのですか。ここは「べきである」と書いてあるので。

[庁内関係者]

それにつきましては、今後レベルアップした所については、表彰等の検討の材料に加えていきたいと思えます。

[委員]

確認なのですけれども。この試験に合格したり講習を受けた方というのは、その資格はその人に



付いて一生動くんですよね。会社が変わっても。だからもし転職等をされる時、この資格を持っている人が来たら、うちの会社でラッキーだなというような時、使えるわけですよね。履歴書に書くとき、「～制度資格保持者」とか、名刺とかにこういう資格ありますと書けるくらい、名が知れたものになるといいなと思います。そういう、世の中に認められるような、そういう事もしてほしいと思います。

[委員]

今回の提案の内容を大きく見ると、資格が必要な中核要員の数は減らすけれども、24時間化といますか、代行者を求めるような形で、広く薄くというところは強く求めていこうと、だとすると、4ページの課題のところ②「中核要員の配置に関する課題」アですね、それを求めていく理由として、「建物管理の外部委託化と勤務形態の多様化」などという事かもしれませんが、ちょっとこれが言葉足らずかなと思う。例えば、建物の使用時間の長時間化とか、建物自体の使用の変化、そういった事も含めて、一般の方が納得できるような形で、ちょっと平易にすると通りやすいのかなと思いました。そういった意味では、建物管理の外部委託化というのは、最初に来るよりは後ろに来る方がよいのかなと思います。

[議長]

時間もそろそろなので、このあたりで事務局にかえします。

## 8 閉会

事務局から次回総会の日程が通知され閉会した。